

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例

昭和52年7月30日

山口県条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号。以下「法」という。）第4条第2項及び第6条第2項の規定に基づき、警察官の職務に協力援助した者の災害につき県が行う給付の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施機関)

第2条 前条の給付についての実施機関は、山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）とする。

2 公安委員会は、次に掲げる権限を有する。

- (1) 法第2条に規定する災害であるかどうかの認定
- (2) 療養の実施
- (3) 給付基礎額の決定
- (4) 法第5条第2項に規定する休業給付を行うかどうかの決定
- (5) 給付金額の決定

(給付の範囲、金額、支給方法等)

第3条 給付の範囲、金額、支給方法その他給付に関し必要な事項については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号）の規定により国が行う給付の例による。

(その他)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、公安委員会が定める。